

銚子運転区における業務妨害 デッチ上げ=不当処分 策動を糾弾する



86. 2. 21
No. 2173

千葉市要町二一八 (動力車会館)
(鉄電) 二九三五六 (公衆) 〇四七二二(七) 七二〇七

国鉄千葉動力車労働組合

当局は、動労千葉の2・15ストの過程で、「銚子で業務妨害があった」とデッチあげ、区長を「管理能力に問題がある」として更迭し、動労千葉に対する不当処分を画策している。われわれは断言する。

第一に、二月十五日、銚子運転区において「業務妨害」は一切なかった。第二に、この策謀は、国鉄当局と動労革マルが結託する「いつものパターン」での動労千葉に対する組織破壊攻撃である。第三に、われわれは、この不当処分をもつてする動労千葉に対する組織破壊策動を粉碎し「62・4・1」分割・民営化阻止、十万人首切り攻撃粉碎へ断固闘いぬく！中曾根・杉浦・松崎は、このような不当処分攻撃で動労千葉の闘いをとめることができないことを思い知るであらう。

業務妨害は全くなかった

まず何よりも、「業務妨害」は全くなかったことをはっきりさせなければならない。問題の本質は、当局がスト拠点でもない外周三区(館山、勝浦、銚子)で、乗務員の点呼時に、「確認書」と称するスト破りのための保護願い文書を強制し、それが、当然にも、当該乗務員全員によつて拒否されたということである。当直助役が、

- ① 何故に「確認書」が必要なのか。
- ② 何故に二月十五日だけ「確認書」を要求するのか。
- ③ 運転士の任務に何の関係があるのか。

等々、乗務員からの質問に対し全く答えられず、区長、主席助役のみならず局課員までがシャシャり出てきて、「確認書」に署名捺印しなければ「否認にする」というガン迷極まる対応を繰り返した。いたずらに点呼を長びかせただけのことである。

労働組合として当然の行動

銚子支部

- ① 出勤した各乗務員は、所定列車に乗務する。スト拠点でもないのに否認される根拠がない。
 - ② 「確認書」とは何か説明せよ。
 - ③ 他労組所属の乗務員と点呼のやり方を変えるのは不当ではないか。
- ということについて、納得のいく説明を求めただけである。

動労千葉銚子支部は、乗務員の立場にたつて、当局の明確にロックアウトともいふべき不当労働行為に対して、整然と対応し、説明を求めただけである。労働組合として当然のことである。それが何で「業務妨害」なのか。われわれは、怒りをこめて糾弾するものである。

人事課専横のデタラメな点呼

実際に、この日の銚子運転区における「点呼」は、当局の対応という点において、コッケイなまでに異常なものであった。

「いつもと同じように」点呼を受けようとした銚子運転区の乗務員の怒りは当然である。

まず、各作業毎に、当直助役が乗務員に対して言うべきことのメモが用意してあり、当直助役は、それ以外のことは言うことができない(言おうとすると脇に立つ人事課係長が当直助役を指でつづいて注意する)ということである。

乗務員から、異常な点呼のやり方や「確認書」等について質問されると、メモを読みあげるようにボンボンと回答し、メモの想定問答にない事項だと、点呼を中断し、区長と人事課・二見係長が区長室へこもつて相談して回答するという形で延延と「点呼」を引き延ばすのである。

これでは、出勤時間のきた点呼待ちの乗務員が当直室へ列をなすのは当然である。

こんなデタラメな点呼があるのか。しかも、区長室へ相談に行く暇がないときは、人事課・二見が専横し、区長が乗務員からの「オレたちは、当直助役から点呼を受ける。運転のことが何もわからない人事課の点呼など受けられない。通常の点呼をやろう」という要求を受け入れようとすると、それを許さず、乗務員が「動労千葉の組合員だから差別するのか」と言う、「そうです」と答えるのである。

この一連の事態が、何で「業務妨害」なのか。業務妨害・点呼妨害をしたのは当局自身である。われわれは、銚子運転区に警察権力を入れなければならぬような状況が何もないのを知りながら、権力の導入自体を目的化し、トカゲのシッポ切りのように区長を更迭し、そうまでして動労千葉の組織破壊攻撃を強行しようとする当局を徹底糾弾して闘うことを明らかにする。